

下水道の使える区域が広がります

3月31日(月)から、北部区画整理地区の一部をはじめ、108鈔の区域で新たに下水道が使えるようになります。これで、市全体で下水道が使える区域は1297鈔になり、市民の約46%の人が下水道を使えることになります。

**新たに下水道が
使えるようになる
区域の縦覧を行います**

とき▼3月14日(金)～28日(金) (土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
ところ▼下水道管理課(西庁舎2階)

一日も早く下水道に接続を

川や海を汚す最大の原因は、家庭から出る生活排水です。生活排水による水質汚濁から自然を守り、清潔で快適な生活環境をつくるため、下水道が使えるようになったら、一日も早く接続をお願いします。

昨年12月末日現在で、下水道が使える区域の約8割の市民(約6万人)が下水道を利用しています。

利用にあたっては、ふろ・台所などの雑排水やし尿を下水管に、雨水は今までどおり道路側溝などに、そ

れぞれ分けて流す必要があります。なお、敷地内の排水管や排水ますは個人の財産ですので、個人負担で施工することになります。この工事については、市が指定した「安城市排水設備工事指定工事店」へ直接お申し込みください。

**受益者負担金の支払いは
お済みですか？**

下水道を整備するにあたり、その区域内の地権者の皆さんには、下水道事業の建設費の一部として「受益者負担金」を納めていただきます。

負担金の納期は、9月と3月の年2回となっており、分割納付と一括納付(毎年9月の納期中のみ可能)の2通りの方法があります。

負担金の未納額があると、下水道へ接続することができませんので、忘れずに納めてください。納付書をなくした人は、再発行しますのでお申し出ください。なお、口座振替による納付はできません。

また、区画整理地区内の一部の土地などでは、負担金の徴収を猶予していきます。猶予の取り消しをするときは、あらかじめ該当する人へお知らせします。

問い合わせ

料金・負担金については
下水道管理課
下水道建設課
下水道整備については

別所団地

高棚町

東端町

根崎町

古井町

新田町

大東町

今池町

東栄町

住吉町

作野区画整理地区

北部区画整理地区

下水道が使える
ようになる区域